

令和5年度群馬県食品衛生監視指導計画(案)に関する意見の概要及び意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有無	修正前	修正後
1	監視指導の適用区域及び実施期間 適用区域に中核市を除くとありますが、中核市についても県が指導を行った方が監視指導の実施体制や食品関係施設への監視指導等について、より強化徹底され、スムーズにいけると思います。	県内中核市は、地域保健法に基づき保健所を設置し、県同様に食品衛生監視指導計画を定めて食品衛生行政を執行しています。御意見のとおり、県内の監視指導がスムーズに行えるよう前橋市及び高崎市と積極的な情報共有に努め、引き続き連携して参ります。	無		
2	食品関係営業施設等への監視指導に関する事項 監視目標件数に「Eランク(立入回数:6年に1回以上)」とありますが、Eランクはどのような食品関係施設が該当するのでしょうか。	A～Dランク以外の施設をEランクとしており、具体的には営業届出制度の対象施設などが当てはまります。	無		
3	食中毒を発生させた施設を3日間や一週間ほど閉じる判断を下しているようですが、再開後に再び食中毒を起こすケースが見受けられます。二度と起らないように徹底させることが大事ですので、徹底した指導強化を行うべきと考えます。	食中毒を発生させた施設については、監視指導計画における監視目標件数のAランクに位置づけ、通常より監視頻度を高めて、徹底した指導を行って参ります。	無		
4	第5-2監視目標件数等において、「持ち帰り(テイクアウト)や宅配(出前)」等のサービスを実施する飲食店の営業者に対し、注意喚起及び指導を行う。とありますが、配達のみを請け負う配達代行業者に対しても品温管理・衛生管理等の指導(教育の場)をお願いします。	調理済み食品における品温等の衛生管理は重要であることから、配達時の衛生確保について、持ち帰り(テイクアウト)や宅配(出前)を行う飲食店営業者への注意喚起や指導を通じて指導して参ります。	無		
5	第5-3(1)食品安全対策の推進 ①HACCPに沿った衛生管理の実施状況等の確認及び助言・指導において、令和4年度の監視指導計画の概要-食品関係施設への監視指導では「必要な助言・指導を行うことで、制度の定着を図ります。」とあり、令和5年度監視指導計画の概要では、「実施状況を確認し制度の定着を図るとともに、衛生管理計画の内容を点検して効果的な管理となるよう必要な助言・指導を行います。」と見直しがされていますが、令和5年度監視指導計画は令和4年度と同じ「制度の定着を図る」となっています。見直し部分を反映した計画書の変更を要望します。	御指摘のとおり計画と概要で表現が異なっており、内容がわかりづらくなっているため、御意見を踏まえて修正します。	有	食品衛生監視員による定期的な立入検査や営業許可の更新等の機会を通じて、衛生管理計画の内容や実施状況等を確認し、必要な助言・指導を行うことで、制度の定着を図る。	HACCPに沿った衛生管理について、食品衛生監視員による定期的な立入検査等の機会を通じて、実施状況を確認し制度の定着を図るとともに、衛生管理計画の内容を点検して効果的な管理となるよう必要な助言・指導を行う。
6	子ども食堂やフードバンクの衛生管理について、「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」に基づいた助言・指導を行うことは大変重要です。助言・指導とあわせて、SNS等を活用した日常的な情報提供を要望します。また、監視指導については、福祉目的という観点から活動を抑制する結果とならないことを要望します。	福祉目的の食事提供が安全に実施できるよう、適切な情報提供と助言指導に努めて参ります。	無		
7	食品中の残留放射能についての監視が見当たりません。タラの芽やコシアブラなど山菜や山間部に生息する動植物の残留放射能は依然として県民への健康面で負のファクターとなっています。このことについて、追加すべきと思料いたします。	野生の山菜類等は、国のガイドラインに基づき各担当部局が放射性物質を検査しています。放射性物質の基準値を超過した食品の流通を認めた場合、本計画に基づき、当該食品の回収など販売者への必要な指導等を行います。	無		
8	情報提供及びリスクコミュニケーションに関する事項 第9-2県民や事業者とのリスクコミュニケーションにおいて、引き続き消費者、事業者、関連団体等との連携や意見交換会等の開催が計画案に含まれていることに感謝いたします。コロナ禍におけるリスクコミュニケーションの実施を協力して進めていきます。	引き続き、関連団体等と連携しつつ、新しい生活様式にも対応したリスクコミュニケーションに努めて参ります。今後とも群馬県のリスクコミュニケーション事業に御協力をお願いいたします。	無		
9	インターネットを活用しての情報提供が進み、県民が情報入手しやすくなっていると感じています。また、情報紙の発行等インターネット環境のない方への情報提供の配慮に感謝いたします。引き続きより多くの県民が迅速に情報入手できる環境整備をお願いします。	引き続き、各種広告媒体を活用した情報提供に努めて参ります。	無		

番号	提出された意見の概要(要旨)		意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有無	修正前	修正後
10		<p>感染症は収束しつつあるとはいえ、まだ不安を抱えている市民もたくさんいます。一般県民も参加可能な講習会の開催については、より多くの県民が参加・視聴できるように、会場開催の他、オンラインでの開催を要望します。</p>	<p>講習会等の開催方法を工夫するなど、感染症対策にも留意しつつ、食品衛生に関する情報提供・注意喚起に努めて参ります。</p>	無		
11	<p>食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上対策に関する事項</p>	<p>今年度も様々な食の安全確保の取り組みが計画されています。近年はコロナウイルス感染症への対応に加え、豚熱や鶏インフルエンザの対応などで自治体職員の負荷が高まっています。計画通りに進めるためにも食品の安全確保の役割を果たすためにも、担当する部署の体制、予算の確保を要望します。</p>	<p>御意見として承りました。</p>	無		